

瀬戸図書館友の会会則

平成 11 年 1 月 30 日制定

平成 24 年 4 月 15 日改正

(名称)

1 この会の名称は「瀬戸図書館友の会」とします。

(目的)

2 この会は、読書・文化グループ及びボランティア団体に参加している人や読書に親しむ人がつながりを持つことにより大きなひとつの輪をつくり、交流を図りながら読書・文化活動を広めるとともに、図書館を通じた社会への貢献を果たしつつ、みんなの図書館づくりを行うものです。

(会員)

3 この会の目的に賛同される方はどなたでも会員になることができます。

(会費)

4 この会の会費の取り扱いは次の通りとします。

年会費は 1,000 円とします。

会費の納入を持って入会とします。

次回の会費納入は入会月の十二ヶ月後とし、猶予期間を六ヶ月とします。

納入された会費はお返ししません。

高校生以下の生徒・児童の入会については、会費を免除します。

(事業内容)

5 この会の目的を達するために次の事業を行います。

図書館の支援及び情報交換、提言に関すること。

読書・文化グループおよびボランティア団体の交流に関すること。

読書・文化活動を広めるための行事への参加に関すること。

図書館の利用に関し、会員の意見交換を行うこと。

図書館サービスの普及に関すること。

会員の親睦に関すること。

その他、この会の目的の達成に関すること。

(運営)

6 この会の運営に関しては次のとおりです。

会で選出した世話人が協議のもと運営します。

読書・文化グループ及びボランティア団体等の代表者もしくは会員個人

の中より選出した世話人で世話人会を構成します。

世話人の任期は1年とします。ただし、再任は妨げません。

世話人の中より、会長、副会長、書記、会計を互選します。

会の運営を相談するための顧問を置くことができます。

(会議)

7 会の活動を円滑に進めるために次のとおり会議を開催します。

総会は年に1回開催し、世話人の承認、事業計画及び報告、会計報告等の会の運営に関して重要な事項を協議決定します。

総会は会員の5分の1以上の出席をもって成立とします。

世話人会は随時開催し、会の運営に関する必要事項を協議決定します。

世話人会は会員の5分の1以上の請求があった時は、臨時総会を招集しなければならない。

(事務局)

8 この会の事務局は瀬戸市立図書館内(東松山町1番地の2)に置きます。

(会計)

9 この会は、運営及び事業に要する費用を会費ならびにその他の収入によってまかない、会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとします。

世話人会の協議をもって会員の中から会計監査を置きます。

(会則の改定)

10 この会則は、総会において、その出席者の過半数の合意のもとに、改定することができます。

(雑則)

11 この会則に定めない事項は世話人会で決めます。

附 則

この会則は、設立総会において承認された日(平成11年1月30日)から施行します。

附 則

この会則は、平成24年4月15日から施行します。